

CGSA フォーラム（中央大学）第 12 号抜刷
2014 年 3 月発行

50 数年前の基準書 ARB51 とその後の流れ

長谷川 茂男

【論文】

50 数年前の基準書 ARB51 とその後の流れ

長谷川 茂男

要 旨：

米国基準では、多くの基準書が過去に発行されてきた。古い基準書の多くが廃止される中、ARB 第 51 号は、発行から 50 数年経過しているが、現在もその一部は当初のままで米国基準として健在である。そして、それらの規定は、日本基準と IFRS の連結財務諸表の基準書のベースとなっている。ARB 第 51 号が規定している連結財務諸表は現在の会計の基礎だからかもしれないが、ARB 第 51 号は現在でも有効な最古の基準書であろう。ARB 第 51 号の内容を検討することで、連結財務諸表に関する基準書の変遷も検討する。ただし、連結財務諸表に重きを置き、連結に関連する企業結合の会計については簡単に説明するに留めている。

キーワード：

ARB、FASB 基準書、APB 意見書、のれん、連結

1. はじめに

欧米では、連結財務諸表といえば、通常は連結財務諸表を意味する。連結財務諸表の作成にあたっては、連結の範囲がまず問題となり、連結の開始時点(企業結合)の会計処理が問題となり、そして連結の基礎的な事項と連結後の手続が問題となるが、これらの3つの問題は相互に影響を与えあっている。連結の開始時点(企業結合)の会計処理については、「パーチェス法(現在の取得法)」と「持分プーリング法」の共存の時代から、企業結合に含まれる企業のうち1つの企業を取得企業とする「パーチェス法」のみが認められるように変化した。また、少数株主持分(現在の非支配持分)についても、「親会社説(資本の観点からは、資本は親会社持分のみから構成)」から「経済的単一説(資本の観点からは親会社持分と非支配持分の双方から構成)」の変更により、資本の部で示されるようになってきている。財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board(以下「FASB」))と国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board(IASB))は、コンバージェンスのため、共同で企業結合に関するプロジェクトを立ち上げ、その成果として、FASB は、FASB 基準書第 141(R)号「企業結合」を 2007 年終わりに、IASB は IFRS 第 3 号「企業結合」(2008 年改訂)を 2008 年初めに、ほぼ同時に公表した。その内容はほとんど同じで、2つの基準設定主体がほぼ同じ基準書を公表することは画期的であった。また、その他の連結に関する基準書については、米国基準は表-1、国際財務報告基準(International Financial Reporting Standards(以下「IFRS」))は表-2を参照されたい。

表－１－米国基準での連結に関連する基準書

基準書等	発行年度	内容
ARB1「導入部と以前採用された規則」	1939年	連結を想定している記述あり
ARB4「海外活動と外貨交換」	1939年	海外子会社の連結
ARB48「企業結合」	1957年	企業結合の会計として「持分プーリング」と「パーチェス法」の双方を認める
ARB51「連結財務諸表」	1959年	連結の包括的な基準書
APB16「企業結合」	1970年	「持分プーリング」と「パーチェス法」 「持分プーリング」の条件を設定
APB17「無形資産」	1970年	のれんを含む無形資産の償却期間（40年を超えない）を規定
SFAS94「すべての過半数所有会社の連結」	1987年	すべての子会社の連結、異業種の子会社の連結範囲からの除外の撤廃
SFAS141「企業結合」	2001年	持分プーリング法の禁止
SFAS142「無形資産」	2001年	のれんについて「非償却」と「最低限毎年の減損テストの要求」
FASB Interpretation (FIN)46	2003年	変動持分事業体を扱う
SFAS141(R)「SFAS141の修正」	2007年	いわゆる経済的単一説の導入 IFRS3とほぼ同じ内容
SFAS160「連結財務諸表での非支配持分－ARB51の修正」	2007年	非支配持分の会計上の取扱い

SFASはFASB基準書。APBはAPB意見書。基準書の番号は番号のみ（例えばARB第1号はARB1）。

表－２－IFRSでの連結に関連する基準書

基準書	発行年度	内容
IAS22「企業結合」	2001年	「パーチェス法」と「持分プーリング法」の双方を認める
IAS27「連結財務諸表および子会社に対する投資の会計処理」	2001年	2003年に「連結財務諸表および個別財務諸表」に名前を変更
IFRS3「企業結合」(2004年改訂)	2004年	「持分プーリング法」の禁止 のれんの非償却と最低限毎年の減損テストの要求
IFRS3「企業結合」(2008年改訂)	2008年	いわゆる経済的単一説に変更

IAS27「連結財務諸表および個別財務諸表」の改訂	2008年	改訂後の内容はSFAS160の内容とほぼ同じ
IFRS10「連結財務諸表」	2011年	IAS27の置き換え。IAS27の連結財務諸表に関する部分はそのまま引き継ぐ（IAS27は「個別財務諸表」に変更） 支配の定義を変更

IASは国際会計基準書。IFRSは国際財務報告基準書。基準書の番号は番号のみ（例えばIAS第22号はIAS22）。

なお、日本の企業結合の会計については、2003年に「企業結合にかかわる会計基準」などが公表されたが、それまで日本基準では企業結合に関する基準書はなかった。米国基準では既にSFAS141で「持分プーリング法」を禁止し、IFRSではIFRS3(2004年改訂)の公開草案で「持分プーリング法」を禁止する方向になっていたにもかかわらず、日本基準は、「持分プーリング法」を採用しことから、「持分プーリング法」は日本基準とIFRSの差異の象徴としての扱いを受けることとなった。その後、日本の企業結合の基準書が幾度か改訂され、「持分プーリング法」が禁止された現在では、「日本基準」と「IFRSと米国基準」との目立つ差異は、日本基準ではのれんを償却することぐらいである。本稿では、主に連結の基礎的な事項と連結後の手続を取り上げた基準書（連結財務諸表という名前の基準書）に焦点を当てている。

2. ARB第51号とは

米国では、実務では多くの会計処理について相違が存在することから、米国公認会計士協会（The American Institute of Certified Public Accountants (AICPA)）が基準書設定のため会計手続委員会(Committee of Accounting Procedure)を1938年に設置した。この背景としては、米国証券市場を監督するための法律（1933年証券法と1934年証券取引法）が施行され、この法律の下で米国証券取引委員会（U.S. Securities Exchange Commission(SEC)）が1934年に設立されたことがある。法律、監督機関、会計基準設定主体が一丸となって米国証券市場の基盤を強固にしようとしていた時期といえる。米国基準での会計基準設定主体は、その後、この「会計手続委員会」からAICPAの「会計原則審議会（Accounting Principles Board(APB)）」に変更され、現在では独立した第三者機関であるFASBになっている。なお、この3つの機関は、「会計手続委員会」がAccounting Research Bulletin(ARB)を第51号まで、APBはAPB意見書(以下「APB」)を第31号まで、FASBはFASB基準書（以下「SFAS」）を第168号まで発行した。本稿で中心的に取り上げるのは、ARB第51号「連結財務諸表」（以下「ARB51」）である。ARB51は、今から54年前の1959年8月に公表された。そして、この基準書の発行時の規定の多くの部分が今でも米国基準として残っている。もっとも2009年に、米国基準の複雑性の緩和と

IFRS とのコンバージェンスのため、それまでの米国基準がコーディフィケーション（再組成）され、現在の米国基準は ASC(Accounting Standards Codification)となっており、現在の米国基準そのものには ARB51 としての記載はない。本稿では、当初発行された ARB51 のうち、どの部分が残され、どの部分がどのような理由で修正・削除されたかを検討するものである。ARB51 の本体は発行時には 24 のパラグラフから構成されており、このパラグラフ数は現在の基準書に比べると大変少ない量である。

連結に関連する基準書には、連結財務諸表の目的・手続等を示す基準書、連結の範囲の決定を取り扱う基準書、企業結合時の会計処理を扱う基準書があるが、ARB51 は連結財務諸表の目的・手続等を示す基準書である。

以下では、ARB51 の重要なパラグラフを見ていくこととする。最初に、各パラグラフの概要を説明し、次にボックスの中で ARB51 の訳文を紹介し、最後にその後の修正等について触れている。

3. 連結財務諸表の目的（パラグラフ 1）

連結財務諸表の利用者の観点からの有用性を説明しており、現在でもキーワードとして使用されている、支配している持分を保有していることを示す「支配財務持分（controlling financial interest）」の用語が既に使用されている。

連結財務諸表の目的は、主に親会社の投資家と債権者の便益のために、グループが 2 つ以上の支店や部門をもった 1 つの会社のように、親会社とその子会社の経営成績と財政状態を表示することである。連結財務諸表は個別財務諸表より意味があり、グループの 1 つの会社が直接または間接にその他の会社の「支配財務持分」を有する場合、連結財務諸表は公正な表示のために通常必要であるという前提がある（パラグラフ 1）。

- このパラグラフについては、その後に発行された基準書で若干の用語の修正はあるものの、重要な変更はされていない。

4. 連結方針

（1）パラグラフ 2 とパラグラフ 3

米国基準での連結の条件が議決権株式の過半数であることを示し、その限定的な例外も示している。

支配財務持分の通常の条件は、過半数の議決権の所有であり、そのため、一般的な規則では、1 つの会社による他の会社の発行済議決権株式の 50%を超える直接または間接の所有が連結となる条件である。しかし、一般的な規則には、例外がある。たとえば、支配が一時的と思われる場合、または子会社が法的な再組織または倒産などにより過半数所有者（親会社）が責任を有しない場合には、子会社は連結されるべきではない。『連結純資産に対する親会社株主の持分との比較で、子会社の少数株主持分が大変大きい場合にも、2 つの会社の個別財務諸表の表示はより意味があり有用であろう。しかし、社債保有者またはその他

に対して比較的大きな負債を有している子会社は、それ自体では連結からのその子会社の除外の確証となる議論にはならない』(パラグラフ 2)。

『連結の方針の決定にあたり、その目的はその状況で最も意味のある財務的表示をすることである。読者は、彼らの必要に適した情報を与えられるべきだが、不必要に詳細な情報に悩まされるべきではない。このように、グループの会社が性質において異質だとしても、多くの個別財務諸表よりは完全連結が良いと思われる。一方、親会社の株主と債務者にとって、子会社の特定の財務情報の表示が子会社を連結に含めるより有益な場合には、個別財務諸表(または結合財務諸表)が子会社(または子会社のグループ)にとってより望ましいだろう。例えば、銀行または保険会社である子会社のために個別財務諸表が要求され、個別財務諸表は親会社とその他の子会社が製造業を営んでいる金融会社には望ましいだろう(パラグラフ 3)』。

- SFAS94 により、上記の『』の部分が削除
- SFAS94 により、非連結の例示に以下が追加
政府により課せられた外国為替の制限・管理、またはその他の不確実性のもとで子会社が大変厳しく活動しており、子会社を支配する親会社の能力に重要な疑義がある場合
- SFAS94 により、パラグラフ 3 は以下に全面的に置き換え
すべての過半数所有子会社—親会社が直接または間接に過半数の議決権の所有を通じて支配財務持分を有するすべての会社はパラグラフ 2 の例外を除いて連結すべきである。
- SFAS144「長期性資産の減損」により一時所有の例外が削除(上記の下線部)

SFAS94 は、議決権株式の過半数を所有する会社(子会社)をすべて連結することを確認している。子会社連結の例外として、ARB51 では、パラグラフ 2 とパラグラフ 3 で以下を挙げている。

- (a) 支配が一時的
- (b) 法的な再組織または倒産
- (c) 子会社の少数株主持分が比較的大きい
- (d) 子会社が銀行、保険会社、金融会社

SFAS94 により、上記の(c)と(d)の例外が排除され、SFAS144 により(a)が排除され、SFAS94 により「政府により課せられた外国為替の制限・管理その他の不確実性のもとでの子会社が大変厳しく活動しており、子会社を支配する親会社の能力に重要な疑義がある場合」が追加された。

現在では、「上記の(b)」と「SFAS94 による追加」と「その後の追加(非支配権(noncontrolling rights)が存在する場合と過半数の議決権の所有以外の方法で支配が存在する場合(以下の変動持分事業体を参照。この例外は過半数の議決権を保有していないが連

結することを示している」が例外を構成している。例外の削除と追加は、その当時の状況や実務を反映してなされたと思われる。SFAS94の発行当時は、上記のパラグラフ3で「グループの会社が性質において異質だとしても、多くの個別財務諸表よりは完全連結が良いと思われる。」と言っているにもかかわらず、親会社と業種が異なっていることを理由に連結除外していたケースが多かったことがうかがえる。

米国基準でも議決権以外の要素を加味するが、IFRSとの比較では議決権比率を重視しているといわれる。ASCでは、「議決権による連結」と「変動持分による連結」に区別されているといつてよい。エンロン事件での特別目的事業体の連結除外による粉飾から、変動持分事業体という新たな概念を導入し、変動持分事業体を連結することで、特別目的事業体の連結に対応したが、ここではその旨のみ示す。

(2) パラグラフ4

親会社と子会社の会計期間の違いの取扱いを示しており、会計期間を一致させるまたは近づけることを奨励しているが、差異が3カ月以内であればそれらを強制はしていない。ただし、差異期間の重要な事象に関しては開示またはその他の方法（修正を含むと解される）による対応が要求されている。なお、IFRSでの実務上不可能な場合には3カ月以内の差異を認めているが、差異期間の重要な事象については修正が要求される。

親会社と子会社の会計期間の差異は、子会社の連結除外を正当化することにはならない。連結の目的で、子会社が親会社の会計期間に一致した、または近づけた期間の財務諸表を作成することは、通常、可能である。しかし、3か月を超えない差異の場合には、通常、連結目的には、子会社の会計期間の財務諸表の使用が認められる。この場合、財政状態または経営成績に重要に影響する差異期間の事象の影響は開示またはその他の方法により対応される（パラグラフ4）。

- 変更されていない。

(3) パラグラフ5

連結に関する会計方針の開示が要求されるが、開示の場所は企業の判断に依存するが、実務では多くの場合に、財務諸表の注記の最初に会計方針の概要として示されている。

連結財務諸表は従った会計方針を開示しなければならない。多くの場合、財務諸表の見出し、またはその他の情報で行われるが、その他の場合には注記が要求される（パラグラフ5）。

- 変更されていない。

5. 一般的な連結手続(パラグラフ6)

内部取引と内部取引から発生する資産・負債の消去を要求している。

連結財務諸表の作成にあたり、内部(intercompany)残高と内部取引は消去される。これらには、内部取引残高、証券保有、販売、購入、利息、配当等が含まれる。連結財務諸表は

1つの会社の財政状態と経営成績を示すという前提に基づいているので、連結財務諸表はグループ内の会社の間取引に関する損益は含まない。したがって、グループに残る資産の内部損益は消去される。この目的のために通常適用されるコンセプトは損益の総額である。『しかし、親会社または子会社が連結グループのその他の会社のために製造する、または施設を建設する規制業種では、その産業の確立された慣行に従って通常は資産化される投資に関する合理的なリターンとほぼ同様な利益の範囲までは内部損益の消去を要求する意図を持たない』（パラグラフ6）。

- SFAS160により、上記の『』の部分が削除されたが、その他については変更されていない。

6. 内部投資の消去

(1) パラグラフ7とパラグラフ8

投資と資本の消去に関する規定であり、これらのパラグラフでは「のれん」の用語は使用しておらず、明確なガイダンスとはなっていない。

子会社購入での親会社投資が取得日の子会社の純資産の親会社持分を超える部分は、その性格により連結貸借対照表で扱われる。差異の決定にあたり、金額が決定できる場合、親会社の活動と子会社の活動のインテグレーションまたは取得の結果で発生すると予想される特定の費用または損失には引当が計上される。差異が有形資産またはパテントなどの特定の無形資産に帰属すると思われる範囲で、差異はそれらに配分される。配分できない差異は、連結財務諸表の資産について1つ以上の適切なキャプションで示される。差異が償却可能な資産に配分される場合、償却の方針は関連する資産の残存年数にわたり差異額を吸収するように決定される（パラグラフ7）。

一般的に、平行的な手続が逆のケースにも適用される。異常な状況では、貸方残高として示すことが認められる残余の差異が発生するが、将来の期間合理的で組織的な方法で考慮される。過去には、残余を資本剰余金に貸方することがあったが、それは今では認められない（パラグラフ8）。

- APB16「企業結合」でパラグラフ7とパラグラフ8は削除、APB16のパラグラフ11では、以下よりののれんの概念を含んだパーチェス法を規定している。
パーチェス法では、企業結合を1つの会社による他の会社の購入として会計処理する。取得企業は、引受けた負債を控除した取得した資産を取得原価で記録する。「取得企業の原価」と「引受けた負債控除後の有形資産と無形資産の公正価値の合計」の差額はのれんとして記録される。取得企業の報告利益は、取得後の被取得企業の損益を含む。
- なお、のれんの償却については、のれんは無形資産であることからAPB17「無形資産」での40年を超えない耐用年数が適用されていた。この取扱いは、SFAS142「のれんとその他の無形資産」で「非償却+最低限毎期の減損テスト」のアプローチに変更された。

のれんの償却についての論争は継続しており、日本基準では「償却+減損テスト（減損の兆候ある場合のみ）アプローチ」を採用している。

（2）パラグラフ 9

支配獲得前の取得日以前の子会社の利益剰余金は連結上の利益剰余金とはならないことを規定している。

親会社による取得日現在の購入子会社の利益剰余金または欠損金は、連結利益剰余金に含めることはできない（パラグラフ 9）。

- 変更されていない。

（3）パラグラフ 10

段階取得（複数の株式の取得により支配を獲得する取得形態）についての規定である。

1つの会社がその他の会社の株式を複数回購入し、その結果、その他の会社の支配を獲得した場合には、連結目的での取得日は状況に依存する。複数の購入が、期間をまたぐ場合には、取得日の子会社の利益剰余金は、一般的に段階法（step-by-step basis）で決定される、しかし少額の購入が年度をまたいで行われ、最後の購入で支配を獲得した場合には、便宜的に、最後の購入日が取得日とみなされることがある。一般的に、支配を獲得した年度の連結損益にはその年度の取得後の損益、連結利益剰余金には過年度の取得後の損益が含まれる。例えば、45%の持分を1957年10月1日に取得し、追加の30%の持分を1958年4月1日に取得した場合、1958年12月31日に終了する年度の連結損益には、1958年3月31日に終了する3カ月の子会社の損益の45%と1958年12月31日に終了する9カ月の子会社の損益75%の合計となる。1957年12月31日に終了する3カ月の子会社の未分配利益の45%が1958年の連結利益剰余金に貸方されることが適切である（パラグラフ10）。

- SFAS160により、削除

SFAS141(R)およびSFAS160では、パラグラフ10で規定している段階法（step-by-step basis）から、一括法（以下11参照）に変更されている。

（4）パラグラフ 11

支配獲得後の連結損益計算書での代替的な取扱いを示しており、パラグラフ11では、子会社の取得年度のすべての損益をまず計上し、取得前の損益の合計を損益計算書の一番下で控除する方法を示している。

子会社が当年度に購入された場合、連結損益計算書での経営成績を取り扱う代替的な方法がある。株式の購入が数日ある場合の通常望ましい1つの方法は、年度の最初に取得したように子会社を連結に含め、各取得に対応する取得前の損益を損益計算書の一番下で控除することである。この方法は、グループの現在の状況をより示し、その後の年度との将来の比較を容易にする結果を生じる。按分損益となるその他の方法は、取得日以降の子会社

の収入と費用のみを連結財務諸表に含める方法である（パラグラフ 1 1）。

- SFAS160 により、以下に修正

子会社が当年度に最初に連結された場合、連結財務諸表は、子会社が最初の連結された日からの子会社の収入、費用、利得、損失のみを含む。

このパラグラフの代替的な方法の目的は、取得した子会社の取得年度すべての期間の損益を損益計算書の本体で示すことにより、取得年度以降の年度との比較可能性を保つことにある。なお、現在の米国基準（当初は SFAS141 により）では、損益計算書の本体ではなく、注記で **Pro-forma** の情報（年度の最初に取得したとみなした仮の情報）の開示を要求しており、これによりその後の年度との比較可能性を保っている。

(5) パラグラフ 1 2

子会社を処分する場合の連結損益計算書の取り扱いを示しており、処分した子会社の損益のすべてを除き、次に処分時までの親会社の持分に相当する金額を示すことを規定している。

子会社への投資が当年度に処分された場合には、連結損益計算書から子会社の活動のすべてを除き、計算書の別個の項目として処分前の子会社の損益の親会社の持分を示すことが望ましいだろう（パラグラフ 1 2）。

- SFAS144 「長期性資産の減損」により、削除

このパラグラフの目的は、処分年度と処分後の年度の比較可能性を保つことにあるが、現在の米国基準では、別個の項目の表示なしに支配喪失時までの損益を計上し、注記で処分までの子会社の損益の開示を要求している。

(6) パラグラフ 1 3

自己株式について自己株式数は発行済株式から控除されることを規定している。

子会社により保有される親会社の株式は、連結貸借対照表では、発行済として扱われない（パラグラフ 1 3）。

- SFAS160 により、以下が追加

そのため、連結財務諸表では消去され、自己株式として反映される。

7. 少数株主持分(パラグラフ 1 4 とパラグラフ 1 5)

少数株主について規定しており、内部損益の消去は親会社と少数株主持分の間で比例的に配分される。

パラグラフ 6 に従った内部損益の消去は、少数株主持分の存在により影響を受けない。内部損益の完全な消去は、連結財務諸表が 1 つの企業の経営成績と財政状態を示すという重要な前提に首尾一貫している。内部損益の消去は、親会社と少数株主持分の間で比例的に配分される(パラグラフ 1 4)。

異常なケースとして、少数株主持分に配分された内部損失が子会社の資本での少数株主持分を超える場合には、少数株主持分はそれらの損失に責任を持つことがないので、その超過額と少数株主持分に配分されるべきその後の損失は親会社に配分される。しかし、将来の利益が大きくなった場合、親会社は以前に吸収したそれらの損失の範囲で借方する(パラグラフ 15)。

- SFAS160 では、少数株主持分を非支配持分に変更したうえで、パラグラフ 14 をパラグラフ 28 に変更(その他については重要な変更はされていない。)
- SFAS160 では、パラグラフ 15 を以下に変更し、パラグラフ 31 としている。
親会社と子会社の非支配持分に帰属する損失は、子会社の資本の部の親会社と子会社の非支配持分の持分を超えることがある。この超過額とその後の損失は親会社と子会社の非支配持分に帰属する。このように、非支配持分は、帰属させた結果として非支配持分の残高がマイナスになっても損失の割合分を継続して帰属させられる。
パラグラフ 15 の変更により、非支配持分は、マイナスの残高にもなりうることとなった。

8. 法人税

(1) パラグラフ 16

子会社の未分配利益に関する親会社の法人税に関する規定である。

親会社の個別の税務申告書が提出される場合、法人税は子会社の利益が親会社に移転した時に通常は発生する。子会社の未分配利益の一部またはすべてが課税される配分として親会社に移転されることが合理的に推察されるときには、それらの法人税が受取配当控除または外国税額控除による影響を考慮しても重要な場合には、関連する法人税の引当てが見積もりのベースで行われる。利益が永久に子会社により投資される(またはその証拠がある)場合、または予想配分が税金のかからない清算の形式でのみ行われる場合には、法人税の引当ての必要はない(パラグラフ 16)。

- APB23 により、削除

APB23「法人税の会計—特殊分野」により削除はされたが、APB23 には永久投資の概念と共に永久投資である未分配利益については繰延税金負債を計上しないことが受け継がれている。

(2) パラグラフ 17

IFRS との差異としてよく取り上げられる内部利益の消去に関する税率の問題である。パラグラフ 17 では(売却側の税率で計算された)支払額の繰延または内部利益の金額からの控除を示しており、売却側の税率を使用していることになる。IFRS では、一時差異の発生している購入側の税率を使用する。なお、ASC の法人税のトピックでは内部利益に関する法人税は当該トピックの範囲外としており、繰延税金の問題ではなく、前払法人税とし

て考えている。

グループ内で残っている資産に関する内部利益について法人税を支払った場合、その法人税は繰延べられるか、または連結で消去されるべき内部利益はその金額だけ適切に減少させられる(パラグラフ 17)。

- 重要な変更はされていない。

9. 非連結子会社(パラグラフ 19)

非連結子会社の取扱いを規定しているが、既に、減損の用語が使用されている。

連結財務諸表での非連結子会社を扱う 2 つの方法がある。特別な状況での適切な修正の可能性はあるが、採用されたいずれの方法でもすべての非連結子会社に使用される。

委員会の観点からの望ましい方法は、子会社が、持分の増加がグループとして引当を計上させるかどうかという疑問を呈する交換制限またはその他の理由のために除外される場合を除いて、子会社の純利益（または純損失）の支配会社の割合で投資額を損益を通して修正することである。親会社でより普通に使用されているその他の方法は、投資を原価で計上し、受取配当として損益を計上する。しかし、子会社が計上した損失により減損 (impairment) が一時的でないと思われる場合、投資の重要な減損のための引き当てがされる。後者の方法による場合、非連結子会社への投資額、それらの純資産のグループ会社持分額、当年度の配当受領額、当年度の利益の連結グループの持分の情報の開示が要求される。これらの情報は、合計、個々の子会社、子会社のグループのいずれかで示される(パラグラフ 19)。

- SFAS131 「企業のセグメントに関する開示と関連する情報」により、削除

非連結子会社への投資を直接的に扱う規定は ASC にはない。非連結子会社となる例外の範囲は縮小され、例外についてはその状況に即した会計処理となるためと思われる。

10. 親会社の個別財務諸表

親会社の個別財務諸表が必要とされる場合を示している。

ある場合には、社債保有者その他の債権者または親会社の優先株式保有者の状態を適切に示すためには、連結財務諸表に追加して、親会社の個別財務諸表が必要かもしれない。1 つの欄が親会社のために使用され、その他の欄が特定の子会社群のため使用される連結した財務諸表が、関連する情報を示す手段としてしばしば有効である。

- SFAS160 により、以下が追加

しかし、連結財務諸表は子会社を有する親会社の一般目的の財務諸表であり、親会社の個別財務諸表は連結財務諸表の有効な代用とはならない。

11. SFAS160 の紹介

上記でしばしば示された SFAS160 の概要を紹介をする。SFAS160 「連結財務諸表での非

支配持分—ARB51の修正」は、その題目のように、ARB51を約50年ぶりに大幅に修正している。

「親会社説」から「経済的単一説」への変更を示すといわれている大変重要な基準書で、以下が主な内容である。

- (a) 非支配持分（従来の少数株主持分）は、資本の部に表示する。それまでの実務では「負債」とメザニン（負債と資本の間）のいずれかの表示であった。
- (b) 連結「損益計算書での「非支配持分に帰属する利益」と「親会社に帰属する利益」の明確な表示（非支配持分に関する損益は単なる当期純利益の前の控除項目ではない）
- (c) 非支配持分と親会社との取引（連結除外とならない取引（株式取得と売却の双方）—取引後も支配を継続する場合は資本取引（損益は発生しない）
- (d) 子会社が連結除外となる場合には、残余の投資については公正価値評価が要求され、損益が発生する
- (e) 段階取得において、既保有株式の公正価値評価により損益が発生する（一括法）
- (f) 非支配持分は残高がマイナスになっても損失を負担する。

12. 日本の連結財務諸表

米国では、ARB51発行前から財務諸表は、通常は連結財務諸表であった。連結財務諸表は、子会社を利用した粉飾など個別財務諸表の限界から作成されるようになったものである。個別財務諸表は、利用価値が極めて低いとも言える。日本では、親会社の配当は親会社の分配可能利益の金額を限度するので、分配可能利益の金額には意義があるが、個別財務諸表そのものに大きな意義があるとはいえない。分配可能利益は、未処分利益剰余金の金額と一致することもなく、連結財務諸表に分配可能利益の開示をすれば良いだけであり、現実的に米国基準とIFRSの連結財務諸表を作成している会社のほとんどが注記で分配可能利益の金額を開示している。

欧米では、財務諸表とは連結財務諸表であり、親会社の個別財務諸表は限定的な場合のみ開示される。しかし、日本での連結財務諸表に関するこれまでの歴史について表-3を参照していただくと理解できるように、現在の状況に至るまでにはかなりの年月を要している。

このように長い年月を要した原因については一考する価値はあると思っている。

表-3-日本の連結財務諸表の歴史

年月	内容
1975年6月	企業会計審議会が「連結財務諸表原則」と「連結財務諸表注解」を公表
1977年4月	連結財務諸表制度の開始（「連結情報」として有価証券報告書の添付書類（決算日から4カ月以内に提出）
1983年4月	持分法の強制適用開始

1987年4月	有価証券報告書を連結情報の同時提出（決算日から3カ月以内）
1991年4月	連結情報の有価証券報告書の本体組み入れ
1999年4月	有価証券報告書で連結と個別の順番を変更（連結を先）

13. むすび

上記で見てきたように、約60年前に作成された基準書であるARB51のかかなりの部分が当初のまま、現在の米国基準に引き継がれている。これは何を意味しているのだろうか。そもそも、連結は簡単な手法なのかもしれないが、言えることは、その後の基準書で変更された部分のポイントも含めて、ARB51は連結財務諸表の目的、連結方針、連結手続、投資と資本の消去、少数株主持分（非支配持分）、法人税、親会社の財務諸表などの重要な論点を網羅的にカバーしていることである。そう考えると、ARB51を作成した会計手続委員会では、時間を掛けて十分な検討・議論が行われたことが推察できる。また、一方で、基本となる連結に関する基準書であるからこそ、このように長寿の基準書が生まれたともいえよう。今後、例えば30年後には米国基準やIFRSの連結の部分ほどのように変貌しているのだろうか。あまり変わらないような気がしている。

参考文献

- Accounting Principles Board (1970) Opinion of the Accounting Principles Board No.16
Accounting Principles Board (1970) Opinion of the Accounting Principles Board No.17
Committee of Accounting Procedure (1957) Accounting Research Bulletin No.48
Committee of Accounting Procedure (1959) Accounting Research Bulletin No.51
Financial Accounting Standards Board (1987) Statement of Financial Accounting Standard No.94
Financial Accounting Standards Board (2001) Statement of Financial Accounting Standard No. 141
Financial Accounting Standards Board (2001) Statement of Financial Accounting Standard No. 142
Financial Accounting Standards Board (2007) Statement of Financial Accounting Standard No.141(R)
Financial Accounting Standards Board (2007) Statement of Financial Accounting Standard No. 160
長谷川茂男(2010) 『米国会計基準ガイドブック』中央経済社

中央大学大学院国際会計研究科特任教授

ARB No.51 which was issued more than 50 years ago and its amendment

Shigeo Hasegawa

Abstract:

Under US GAAP, many accounting standards were issued. Among them, ARB No.51 was issued about 50 year ago but many original paragraphs in ARB No.51 are still effective as Accounting Standards Codification. ARB No.51 is oldest accounting standard right now, because ARB.No51 mainly deals with the Consolidated financial a statement which is very essential accounting matter. By clarifying the paragraph which are still effective and paragraphs which was amended or deleted, this paper explains change of accounting standard for consolidated financial statements and the reason of amendments and deletions. This paper focused to consolidated financial statements and provided limited information for accounting of business combination

Keywords:

ARB、Statements of FASB、APB Opinion、Goodwill、consolidation